

平成20年度行政改革の主な取組みについて（予算反映分）

1 歳入の確保（A）

自主性・自立性の高い財政運営の確保

（単位：千円）

取組事項 推進項目	説 明	金額
③使用料及び手数料等の見直し 1 使用料及び手数料の適正化	・庁舎駐車場の目的外使用の有料化	1,080
	・住民票等の郵送請求及び印鑑登録の再交付並びに土地又は建物に関する証明手数料の改定	1,200
	・施設管理台帳等資料交付の有料化	200
⑤新たな自主財源の確保 1 自主財源の確保	・わたしの便利帳への広告掲載	370
⑤新たな自主財源の確保 2 国・都の補助金の積極的な活用	・再編交付金	138,514
	・福祉保健基盤等区市町村包括補助事業補助金（都） （成年後見活用あんしん生活創造事業補助金）	10,000
合 計	6 件	151,364

2 歳出の抑制（B）

迅速かつ的確な対応を可能とする組織

（単位：千円）

取組事項 推進項目	説 明	金額
③定員管理の適正化	・職員数の削減 （平成19年度396人→386人（派遣職員を除く）、10人削減）	71,560
④給与の適正化 1 賃金水準の適正化	・マイナス給与改定（△0.07%）	1,928
	・55歳昇給抑制（対象者12人）	505
	・職務段階加算制度の見直し （係長・主査・技能長 7%→6%） （主任、技能主任 4%→3%）	3,792
小 計	4 件	77,785

自主性・自立性の高い財政運営の確保

（単位：千円）

取組事項 推進項目	説 明	金額
①経費の節減合理化等財政の健全化 2 財政運営の健全化	・公営企業債（下水道）の借り換えによる金利負担の軽減	122,274

⑥財政援助出資団体との関係の見直し 1・2出資団体との関係の見直し、自主的経営の促進	・社会福祉協議会に対する補助金の見直し（社会福祉協議会退職共済掛金及び退職共済積立金に対する市負担率の見直し：退職共済掛金 17/1000→15/1000、退職共済積立金 80/1000→70/1000）	459
小 計	2 件	122,733

効果・効率的な事務事業の実施

(単位：千円)

取組事項 推進項目	説 明	金額
①事務事業の見直し 1 事務事業の見直し	・議長車の運用方法の見直し(借上)	7,244
	・市議会本会議・委員会会議録の印刷製本費の削減 (印刷部数を議員分及び図書館、情報コーナー分に変更)	284
	・ホームページ更新等委託料の削減 (職員によるホームページコンテンツの修正・新規作成事務への変更)	1,653
	・住民情報系システム及び機器の管理等の委託内容の見直し (委託業務と職員の業務分担を見直し、事務処理の効率化及び経費の削減を図る。)	1,370
	・市民契約保養施設利用助成事業の見直し (宿泊限度を同一年度内2泊を1泊に見直し)	1,000
	・資源回収業者助成金の廃止	4,197
	・廃棄物減量監視員の削減(4人→2人)	2,619
	・高齢者住宅家賃助成事業の廃止	3,480
	・大腸がん健診委託料の見直し (診療報酬1点あたり委託単価：13.0円/点→12.5円/点)	791
	・ひとり親家庭休養ホーム利用助成金の廃止	90
	・特色ある学校づくり事業の廃止	850
	・中学校教員に対する部活動指導報償金の廃止	3,321
	・フロアマネージャーの活用による庁舎案内業務委託の廃止	3,050
②行政の担うべき役割の重点化 2アウトソーシングの推進	・庁用バスの運用方法の見直し (車両管理及び運行の民間委託)	6,065
小 計	14 件	36,014

電子自治体の推進

(単位：千円)

取組事項 推進項目	説 明	金額
①電子自治体の推進 2 IT化による事務改善	・音声反訳議事録作成システム導入による速記事務経費の削減(4定例会のうち2定例会の本会議速記分の削減)	824
小 計	1 件	824
合 計	21 件	237,356

平成20年度予算反映分

(A) + (B) = 27 件 388,720

その他の主な取組み

迅速かつ的確な対応を可能とする組織

取組事項 推進項目	説 明
③定員管理の適正化	・再任用制度の活用（新規5人） （総合窓口課フロアマネージャー3人、総務課公用車集中管理担当1人、施設工事課1人）

自主性・自立性の高い財政運営の確保

取組事項 推進項目	説 明
③使用料及び手数料等の見直し 1 使用料及び手数料等の適正化	・通勤用自動車駐車使用料を改定し、使用者166人（H19.10.1）から143人に23人減となるが、使用料の改定により360千円の収入増が見込まれる。 改定前：月額3千円（1箇月勤務日数10日未満は無料） 改定後：月額4千円（17日以上）、3千円（10～16日）、2千円（6～9日）、1千円（6日未満）

効果・効率的な事務事業の実施

取組事項 推進項目	説 明
③新規事業への的確な対応	・環境マネジメントシステム 庁内で自主的に環境保全に関する取組を進めるため、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、達成するための体制や手続きとして市民と協働でマネジメントを実施する「環境自治体スタンダード 通称LAS-E（ラス・イー）」を導入し、環境自治体への転換を図る。
	・福祉センターエコライトハウス事業 環境省の「環境と経済のまちモデル事業」として、福生スクラム・マイナス50%協議会が進めるエコライトハウス事業の一環として、福祉センターの二酸化炭素削減事業を実施する。
④公正の確保と透明性の向上 1 透明性・競争性の高い入札・契約方式の検討	・電子入札の拡大（平成19年度10件→平成20年度20件）
⑤行政サービスの向上 1 行政サービスの向上	・新庁舎に対応した総合窓口の設置 ITを活用した証明申請の簡素化、窓口業務の迅速化・効率化を図り、総合窓口カウンターによるワンストップサービスを実現する。
	・防災行政無線施設の改良 アナログ方式からデジタル方式に変更し、音声情報のほかに屋外文字表示盤や文字表示機能のある戸別受信機を整備し、視覚による情報提供も行う。また、難聴地区解消のため屋外子局（放送塔）も増設する。
	・成年後見制度利用促進事業 判断能力が不十分な高齢者、障害者等が、地域で安心して生活を継続できるよう、成年後見制度利用促進のための推進機関を立上げ、積極的活用を図る。地域福祉権利擁護事業を実施している社会福祉協議会に委託する。
	・福祉交通網の整備（福祉バス試行実施） 既存の福祉センター送迎バスを活用し、高齢者等交通弱者の移動手段としての福祉施設等送迎バスの試行運行を行い、有効性を検証する。

⑤行政サービスの向上 1行政サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健指導事業（妊産婦・新生児訪問指導の充実） 母子保健法の規定に基づき、子育て教室や、母親学級を開催し、教育・指導の充実を図る。委託契約した助産師や保健師が、妊産婦・新生児の家庭を訪問し適切な指導を行い、疾病や異常の早期発見・早期治療について助言し、各自の生活に沿った支援をする。
	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦健康診査委託の公費負担回数の拡大（公費負担2回→5回） 妊娠前期1回、後期1回、腹部超音波検査（出産時35歳以上の方）の妊婦健康診査について、公費負担の回数を増やすことにより、積極的な健診の受診を勧奨し、母体や胎児の健康確保を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 病後児保育運営事業 市内保育園通所児童が病気の回復期にあり、集団保育が困難な時期に一時的にその児童を預かる保育室を設置する。
	<ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭支援センター事業の先駆型への移行（平成20年1月移行） 子どもと家庭に関する総合ケースマネジメント、情報・サービスの提供、地域の組織化の充実を図るとともに、要保護児童対策地域協議会を設置し関係機関の支援ネットワークの充実を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修助成事業 地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害を軽減するため、市内にある新耐震基準（昭和56年6月）以前の住宅・建築物について、耐震化が促進されるよう、耐震改修費用の一部を助成する。
	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育指導補助員の配置 通級・通常学級において特別の配慮を必要とする児童・生徒の増加が見られることから、配置日数を増加する。 特別支援学級（固定級）：201日 通級・通常学級：41日→84日
	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊学習教室事業 中学校1年生を対象に、学習習慣、生活習慣の改善及び中学校生活への早期適用に向けた2泊3日の合宿型体験学習を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ふっさっ子の広場事業の拡大 平成19年10月よりモデル校として第6小学校において開設し、21年度を目標に市内小学校全7校において開設する。 平成19年度 第6小学校 平成20年度 3校開設（第3、5、7小） 平成21年度 3校開設
<ul style="list-style-type: none"> 図書等貸出確認装置設置事業 資料紛失を防止するため、貸出確認装置（ブックディテクション）を設置する。（20年10月～設置） 	

情報と認識の共有そして協働

取組事項 推進項目	説 明
②市民との協働による市政運営 1市民とのパートナーシップの確立	<ul style="list-style-type: none"> 花いっぱい運動で植栽を行うために市が管理している花壇の管理の内容を見直し、市民との協働の推進を図りながら緑化を推進する。 ①長徳寺下の花壇への春・秋の花苗の植栽をつつじに変更 ②市営プール横の花壇を撤去し、市民ボランティアによる管理へ変更 ③牛浜駅東口の花壇は引き続き市で管理

電子自治体の推進

取組事項 推進項目	説 明
①電子自治体の推進 1 I T化による市民サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> 議会インターネット中継 本会議中継をインターネットを介して市民に配信し、議会情報を広く市民に提供することにより、より身近な開かれた議会を目指す。